■ゲノム編集技術応用食品の表示について(消費者庁発表 R元、9.19)

消費者庁は、9月19日に、狙った遺伝子を壊して変異を起こす手法の場合は表示を義 務化しないと発表しました。

なお、外部から遺伝子を挿入する手法の場合は従来どおり、安全性審査と表示が義務付けられています。

(ゲノム編集技術応用食品の表示の考え方: https://www.caa.go.jp/policies/policy/food_labeling/quality/genome/pdf/genome_190919 0001.pdf)

(ゲノム編集技術応用食品に係るQ&Aの表示について: https://www.caa.go.jp/policies/policy/food labeling/food labeling act/pdf/food labeling a et_190919_0011.pdf)

(参考: ゲノム編集技術とは、消費者庁意見交換会資料: https://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer safety/food safety/risk commu 2019 00 1/pdf/risk commu 2019 001 190726 0001.pdf)